

## クールシティ・堺パートナー制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、事業者と堺市が連携・協力して地球温暖化対策を推進するクールシティ・堺パートナー制度（以下「制度」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることにより、快適な暮らしとまちの賑わいが持続する低炭素都市「クールシティ・堺」の実現をめざすことを目的とする。

### (事業者の取組)

第2条 制度の活用を希望する事業者は、市長あてにクールシティ・堺パートナー申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2 事業者は、前条に定める目的を踏まえて、以下の事項について取り組むよう努める。

- (1) 事業活動におけるエネルギーの効率的な利用
- (2) 再生可能エネルギー及び省エネルギー・省CO<sub>2</sub>性能の高い機器類の導入
- (3) 従業員への温暖化防止に関する教育や啓発活動の実施
- (4) 温暖化防止に係る地域社会への貢献活動の実施

### (堺市の取組)

第3条 堺市は、事業者の取組を支援するため、以下の事項について取り組むよう努める。

- (1) 事業者の取組を積極的に広報する。
- (2) 国や堺市の設備導入等に係る支援制度及びその他の環境情報を提供する。
- (3) 優れた取組の場合は、堺市環境活動表彰制度等により表彰する。

### (制度の活用の辞退)

第4条 事業者は、制度の活用を辞退する場合は、クールシティ・堺パートナー辞退書（様式第2号）を市長あてに提出するものとする。

### (協力)

第5条 堺市は、制度参画事業者に対して、必要に応じて次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 事業者のエネルギー使用量に係る計画及び実績に関する資料提供
- (2) パートナー制度運営及び環境活動に関するアンケート等
- (3) その他市長が必要と認める事項

### (機密の保持)

第6条 堺市は、制度に係る業務に関して知り得た機密情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 堺市は、この要領に基づき提出を受けた書類等の情報については、何人にも開示しないものとする。ただし、当該情報を提出した事業者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(庶務)

第7条 制度に関する庶務は、環境エネルギー課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に環境エネルギー課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。